

物 品 売 却

一般競争入札案内書

島原市総務部契約管財課

入札に当たっての主な内容（抜粋）

○入札は、個人でも法人でも参加できます。

1 入札に付する物件

入札物件一覧表（1頁参照）のとおりです。

2 入札参加資格

次のいずれにも該当しない者で、売買代金の支払いが可能な者

- (1) 市町村税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 島原市が行う各種契約からの暴力団等排除要綱（平成24年島原市告示第83号）に基づく排除措置を受けている者（落札者が、当該競争入札に係る契約の締結を行うまでに排除措置を受けたときは、当該契約の締結は行わないものとする。）
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者

3 入札参加の申し込み

本案内書添付の「一般競争入札参加申込書」・「誓約書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて、申込受付場所へ持参又は郵送（「一般書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれか）にてお申し込みください。

- (1) 申込受付期間 令和6年11月27日(水)から令和6年12月11日(水)まで（必着）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 申込受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 申込受付場所 〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地
島原市役所3階 総務部契約管財課

4 現地説明会

実施しない。

5 入札

- (1) 入札方法 郵便による入札（「一般書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれか）
- (2) 入札期間 令和6年12月19日(木)から令和7年1月7日(火)まで（必着）

6 入札保証金

入札参加者は、入札見積金額の100分の5以上（1円未満切り上げ）の入札保証金を入札前に納付しなければなりません。

7 開札

- (1) 日時 令和7年1月8日(水) 午後1時30分
- (2) 場所 長崎県島原市上の町537番地 島原市役所2階 会議室2A

8 契約の締結、売買代金の支払い等

落札者は、令和7年1月15日(水)までに契約を締結し、契約締結時に売買代金の10%以上の契約保証金を島原市に納付しなければなりません。（入札保証金は、申出により契約保証

金に充当することもできます。)

売買代金の納入期限は、契約締結の日から15日以内で、市が交付する納入通知書により納付してください。(契約保証金は、申出により売買代金に充当することもできます。)

目次

| (説明本文) | (頁) |
|-----------------------------|-------|
| ○ 入札物件一覧表 | 1 |
| ○ 入札参加申込受付場所及び入札会場案内図 | 2 |
| ○ 物品売却一般競争入札参加要領 | |
| 1 入札に付する物件 | 3 |
| 2 入札参加資格 | 3 |
| 3 入札案内書等の配布及び掲示場所 | 3 |
| 4 入札参加の申し込み | 3 |
| 5 入札必要書類の交付 | 3 |
| 6 現地説明会 | 4 |
| 7 入札 | 4 |
| 8 入札保証金 | 4 |
| 9 開札 | 4 |
| 10 無効入札 | 5 |
| 11 注意事項 | |
| 11-1 入札参加申し込みに必要な書類 | 5 |
| 11-2 入札の参加者 | 5 |
| 11-3 入札のやり方 | 6 |
| 11-4 契約の締結等 | 6 |
| 11-5 売買代金の納入期限 | 6 |
| 11-6 物品の引渡 | 6 |
| ○ 入札参加申込時に必要なもの | 7 |
| ○ 物品売買契約書(例) | 8～11 |
| (手続書類様式及び記載例) | |
| ○ 「一般競争入札参加申込書」様式、記載例 | 12～13 |
| ○ 「誓約書」様式、記載例 | 14～15 |
| ○ 「入札書」様式、記載例 | 16～17 |
| ○ 「入札用封筒」記載例 | 18 |
| (関係書類見本) | |
| ○ 「身分証明書」見本 | 19 |
| ○ 「納税証明書」見本 | 20 |

(問合せ先)

〒855-8555

長崎県島原市上の町537番地

島原市役所 総務部 契約管財課

TEL: 0957-63-1111 (内線261)

: 0957-62-8024 (直通)

FAX: 0957-62-8260

入札物件一覧表

| 区分 | 名称 | 重量 (kg) | 数量 | 総重量 (kg) | 最低売却価格 |
|----|---------------|------------|-----|-------------|---------|
| 物品 | 鋼材柱（直線部） | 52.3 | 5本 | 261.5 | 62,000円 |
| | 鋼材柱（屈曲部） | 65.2 | 4本 | 260.8 | |
| | 吸音パネル（2mスパン用） | 26.2 | 16枚 | 419.2 | |
| | 吸音パネル（4mスパン用） | 57.2 | 20枚 | 1,144.0 | |
| | 合計 | | | | |

入札参加申込受付場所及び開札会場案内図

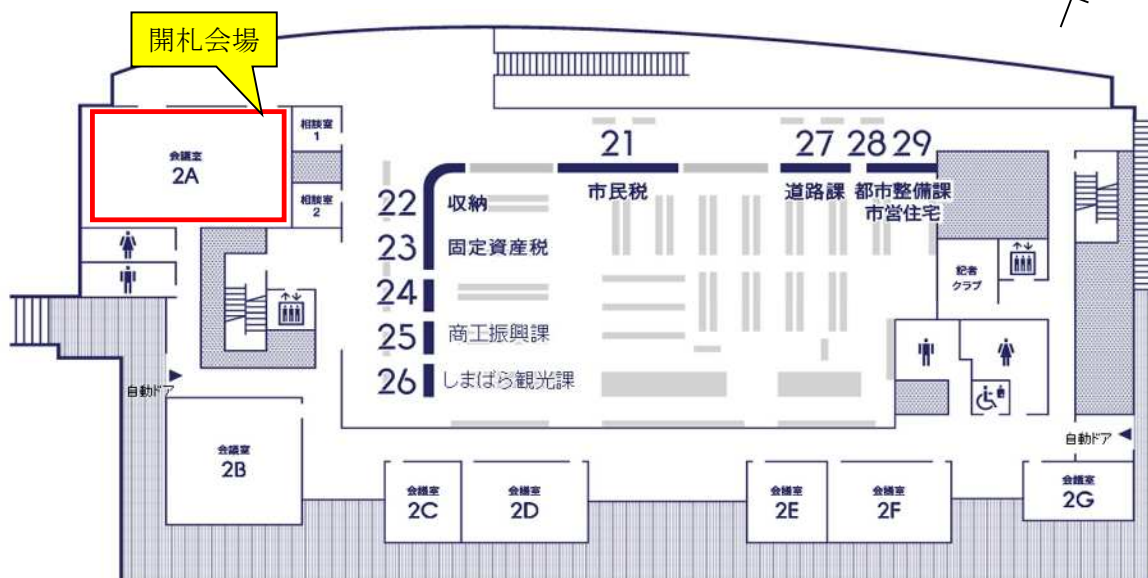
◎申込受付場所 〒855-8555 長崎県島原市上の町5 3 7 番地
島原市役所3階 総務部契約管財課

本庁舎フロア案内図（3階）



◎開札会場 長崎県島原市上の町5 3 7 番地
島原市役所2階 会議室2A

本庁舎フロア案内図（2階）



物品売却一般競争入札参加要領

物品売却一般競争入札については、次の事項をご承知の上、入札に参加してください。

1 入札に付する物件

入札物件一覧表（1頁参照）のとおりです。（詳しくは物件案内書をご覧ください。）

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができません。

- (1) 市町村税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 島原市が行う各種契約からの暴力団等排除要綱（平成24年島原市告示第83号）に基づく排除措置を受けている者（落札者が、当該競争入札に係る契約の締結を行うまでに排除措置を受けたときは、当該契約の締結は行わないものとする。）
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者

3 入札案内書等の配布及び掲示場所

- (1) 配布及び掲示期間 令和6年11月27日(水)から令和6年12月11日(水)まで
(配布は土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
- (2) 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 配布及び掲示場所 ①（配布）長崎県島原市上の町537番地
島原市役所3階 総務部契約管財課
②（掲示）島原市ホームページ

4 入札参加の申し込み

入札参加者は、下記の受付期間中に「一般競争入札参加申込書」・「誓約書」に必要事項を記入押印（実印）のうえ、**入札参加申し込みに必要な書類**（8頁参照）を添えて、申込受付場所へ持参又は郵送にてお申し込みください。

（郵送の場合は、「一般書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれか。電子メール等による申込は受け付けません。）

※受付期間中に申込手続きを済ませないと、入札に参加できません。

- (1) 申込受付期間 令和6年11月27日(水)から令和6年12月11日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
※郵送の場合は、必着とします。
- (2) 申込受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 申込受付場所 〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地
島原市役所3階 総務部契約管財課

5 入札必要書類の交付

入札参加申込受付後に適正と認めた場合は、入札に必要な下記の書類等を交付します。

一般競争入札参加資格確認通知書

入札書

6 現地説明会

現地説明会は行いません。なお、物品の詳細を確認したい場合は、個別に島原市総務部契約管財課までご連絡ください。

7 入札

- (1) 入札方法 郵便による入札（「一般書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれか）
- (2) 入札期間 令和6年12月19日(木)から令和7年1月7日(火)まで（必着）

8 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札見積金額の100分の5以上（1円未満切り上げ）の入札保証金を入札期間内に納付しなければなりません。（入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないときは、その入札は無効となりますので、注意してください。）
- (2) 入札保証金は、指定口座への振込で納付していただきます。（振込手数料は入札者の負担となります。）

【振込口座：十八親和銀行島原支店 当座5540 島原市会計管理者】

※振り込みが終わりましたら、お電話にて振込額をお知らせください。

電話番号0957-63-1111（内線261）島原市契約管財課

落札者以外の方については、入札後還付しますので、払戻請求書の提出をお願いします。

- (3) 落札者の入札保証金は契約締結後に還付しますが、申出により契約保証金に充当することもできます。なお、落札者が11-4エに定める契約締結の期限内に契約締結されない場合は、落札者としての権利を失い落札は無効となり、入札保証金は還付せず島原市に帰属することになります。

9 開札

- (1) 日時 令和7年1月8日(水) 午後1時30分
- (2) 場所 長崎県島原市上の町537番地 島原市役所2階 会議室2A
- (3) 立会等

入札者又は代理人（以下、「入札者等関係者」という。）は、1人まで開札に立会うことができます。（立会は任意）

なお、開札会場への入場には、一般競争入札参加資格確認通知書（原本）が必要です。

入札者等関係者の立会が全くない場合は、本市の指定した者を立会させます。この場合、異議の申立てはできません。

- (4) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、島原市長が定めた予定価格（最低売却価格）以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

なお、開札に立ち会わない等くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせて落札者を決定します。

(5) 開札結果の公表

開札結果については、その決定と同時に、入札会場において口頭で周知します。なお、入札の公正性や透明性等の観点から、落札者（個人か法人の別）及び落札価格を島原市ホームページ上にて公表します。

10 無効入札

島原市契約規則（平成9年島原市規則第8号）第12条の規定に該当するとき、又は市長が定める予定価格（最低売却価格）に達しない金額で入札したときは無効とします。

島原市契約規則（抜粋）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定又は市長の定めた入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項に対し、2通以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が他人の代理を兼ね又は2人以上の入札を代理したとき。
- (5) 入札者が連合して入札したと認めたとき。
- (6) 入札に際して不正の行為をしたとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札書に記名押印がないときその他必要な記載事項を確認できないとき。

11 注意事項

11-1 入札参加申し込みに必要な書類（7頁参照）

ア 一般競争入札参加申込書（12～13頁参照）

一般競争入札参加申込書は、楷書で記入し、印鑑登録されている実印で押印してください。記入の間違い、不備等がありますと無効となる場合があります。

（様式は、島原市ホームページから入手することができます。）

イ 印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの。）

「一般競争入札参加申込書」・「誓約書」に押印した本人の印鑑登録証明書を提出してください。

ウ 住民票抄本及び身分証明書（個人の場合）（発行日から3か月以内のもの。）

市区町村が発行する身分証明書（見本は19頁参照）を提出してください。

エ 登記事項証明書（履歴事項証明書）（法人の場合）（発行日から3か月以内のもの。）

法務局が発行する登記事項証明書（履歴事項証明書）を提出してください。

オ 納税証明書（居住地等の市区町村が発行する税の滞納が無い証明で、見本は20頁参照）

カ 誓約書（14～15頁参照）

11-2 入札の参加者

一般競争入札参加申込書に記載された本人が参加することができます。

11-3 入札のやり方

- ア 入札参加者は、入札用封筒（見本は21頁参照）を作成し、入札書（19～20頁参照）に必要事項を記載し、記名押印の上、封印して郵送してください。
- イ 入札者は、入札書を、その理由の如何に関わらず、引換え又は撤回はできません。
- ウ 落札者は、島原市が事前に定めた予定価格（最低売却価格）以上で、かつ最高の価格をもって入札した者としてします。
- エ 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
なお、開札に立ち会わない等くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係りのない本市職員にくじを引かせて落札者を決定します。

11-4 契約の締結等

- ア 落札者には入札終了後、売買契約書をお送りします。
- イ 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとしてします。）となります。なお、契約にかかる費用は落札者の負担となります。
- ウ 売買契約書の見本は8頁から11頁です。
※この売買契約書は標準的なもので、事情により変更になる場合があります。
- エ 売買契約書2通に記名（個人の場合は署名とする）押印のうえ、島原市総務部契約管財課に提出してください。
- オ 契約締結の期限は、令和7年1月15日(水)までです。
なお、期限までに契約締結されない場合には、落札者としての権利を失い落札は無効となり、入札保証金は還付せず島原市に帰属するものとしてします。
- カ 売買契約の締結の際に売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付していただきます。なお、納付された入札保証金を、申出により契約保証金に充当することもできます。
- キ 契約保証金は、売買代金の完納後に還付します。なお、申出により契約保証金を売買代金に充当することもできます。

11-5 売買代金の納入期限

契約締結の日から15日以内に、市が交付する納入通知書により指定された納期限までに納付してください。

なお、納入通知書に指定した納期限までに売買代金の納付が行われなかった場合には、契約解除となり、契約保証金は還付しないで島原市に帰属するものとしてします。

11-6 物品の引渡

売買代金を完納したときに現状有姿のまま引渡しいたします。

入札参加申込時に必要なもの

下表をご確認のうえ、不備のないようお願いします。

| | | 個人 | 法人 |
|----------------|--|----|----|
| 入札参加申込時に提出する書類 | 一般競争入札参加申込書 | ○ | ○ |
| | 印鑑登録証明書 | ○ | ○ |
| | 住民票抄本及び身分証明書 (個人の場合) | ○ | — |
| | 登記事項証明書 (履歴事項証明書) (法人の場合) | — | ○ |
| | 納税証明書 (居住地等の市区町村 が発行する税の滞納が 無い証明) | ○ | ○ |
| | 誓約書 | ○ | ○ |

物 品 売 買 契 約 書 （ 例 ）

売出人 島原市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買価格）

第2条 甲は、次に記載の物件（以下「売買物件」という。）を売買価格（以下「売買代金」という。）金_____円で乙に売り渡し、乙はこれを買受けた。

（売買物件の表示）

| 区分 | 名称 | 重量 (kg) | 数量 | 売買価格（円） |
|----|---------------|------------|-----|---------|
| 物品 | 鋼材柱（直線部） | 52.3 | 5本 | |
| | 鋼材柱（屈曲部） | 65.2 | 4本 | |
| | 吸音パネル（2mスパン用） | 26.2 | 16枚 | |
| | 吸音パネル（4mスパン用） | 57.2 | 20枚 | |

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金_____円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第12条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。ただし、乙は、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当することができる。

5 乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属するものとする。

（代金の支払い）

第4条 乙は、第2条に定める売買代金を、甲が発行する納入通知書により、令和7年 月 日までに全額を納付しなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が第2条に定める売買代金を完納した時に、甲から乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第6条 売買物件は、前条により所有権が乙に移転した日に、現状有姿のまま引渡しがあったものとする。

(危険負担)

第7条 乙は、この契約の締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、売買物件を現状有姿で乙に引き渡すものとし、乙は、この契約を締結した後に於いて、売買物件に種類、品質及び数量に関してこの契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から1年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、乙への催告なしに直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(返還金等)

第10条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、その返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(原状回復義務等)

第 11 条 乙は、第 9 条の規定により解除権を行使したときは、甲が指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 乙がこの契約に定める義務を履行しないため、甲が第 9 条の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、乙はその賠償義務を負わなければならない。

(返還金の相殺)

第 13 条 甲は、第 10 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(公租公課)

第 14 条 売買物件に対して賦課される公租公課は、所有権移転後は、乙の負担とする。

(契約の費用)

第 15 条 この契約の締結に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 16 条 本契約について疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 17 条 本契約について訴訟等が生じたときは、島原市役所所在地を管轄区域とする裁判所を第一審の裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、契約書 2 通を作成し、甲乙記名（個人の場合は署名とする）押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売払人（甲） 住所 島原市上の町537番地

島原市
氏名 島原市長 古川 隆三郎 印

買受人（乙） 住所

氏名 印

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

島原市長 古川 隆三郎 様

令和6年11月26日付で告示された物品（鋼材柱及び吸音パネル）売却一般競争入札の参加資格・条件・内容等を承諾のうえ、次のとおり入札の参加を申し込みます。

| 受付番号 | 購入目的 |
|------|------|
| ※1 | |

| | |
|--------------------|-----|
| 住所 | 〒 |
| 氏名 (又は法人名・代表者名) | 印 |
| 電話番号 | - - |

○太枠内を記入してください。

※受付番号は、記入しないでください。

一般競争入札参加申込書

【記載例】


令和 年 月 日

島原市長 古川 隆三郎 様

申込書提出日を記入してください。

令和6年11月26日付で告示された物品（鋼材柱及び吸音パネル）売却一般競争入札の参加資格・条件・内容等を承諾のうえ、次のとおり入札の参加を申し込みます。

| 受付番号 | 購入目的 |
|-------------------|----------------------|
| ※1 記入しないでください。 | ※1 ○○○○○○として購入希望。 |

| | |
|--------------------|---|
| 住所 | 〒 855-8555 長崎県島原市上の町537番地 |
| 氏名 (又は法人名・代表者名) | 島 原 一 郎  印 |
| 電話番号 | 0957-63-1111 |

○太枠内を記入してください。

※受付番号は、記入しないでください。

誓 約 書

令和 年 月 日

島原市長 古川 隆三郎 様

住 所 _____

氏 名
(又は法人名及び代表者名) _____ 印

私は、物品（鋼材柱及び吸音パネル）売却一般競争入札の参加申込みに当たり、島原市契約規則その他関係法令を遵守し、当該一般競争入札参加要領に記載する事項を承諾の上、誓約します。

- 1 市町村税を滞納している者ではありません。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者ではありません。
- 3 島原市が行う各種契約からの暴力団等排除要綱（平成24年島原市告示第83号）に基づく排除措置を受けている者ではありません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者ではありません。

以上の事項について事実と相違したことにより入札参加資格を取り消されても、島原市に対し何ら異議を申し立てません。

誓 約 書

【記載例】

令和 年 月 日

島原市長 古川 隆三郎 様

申込書提出日を記入してください。

住 所 長崎県島原市上の町537番地

氏 名 島 原 一 郎 (又は法人名及び代表者名) 実印

私は、物品（鋼材柱及び吸音パネル）売却一般競争入札の参加申込みに当たり、島原市契約規則その他関係法令を遵守し、当該一般競争入札参加要領に記載する事項を承諾の上、誓約します。

- 1 市町村税を滞納している者ではありません。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者ではありません。
- 3 島原市が行う各種契約からの暴力団等排除要綱（平成24年島原市告示第83号）に基づく排除措置を受けている者ではありません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者ではありません。

以上の事項について事実と相違したことにより入札参加資格を取り消されても、島原市に対し何ら異議を申し立てません。

入札書

令和 年 月 日

島原市長 古川 隆三郎 様

入札者 住 所 _____

氏 名
(又は法人名及び代表者名) _____ 印

地方自治法、同施行令、島原市契約規則及び島原市財務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認の上、下記の金額をもって入札します。

記

| 金 額 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | |

(消費税抜き価額)

1. 入札名 物品（鋼材柱及び吸音パネル）売却一般競争入札

備考 金額は、アラビア数字を用い消費税抜きの金額を記載し、訂正又は抹消することはできません。

入札書

【記載例】

入札年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

島原市長 古川 隆三郎 様

入札者 住 所

島原市上の町537番地

氏 名

(又は法人名及び代表者名)

島 原 一 郎

実印

印

地方自治法、同施行令、島原市契約規則及び島原市財務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認の上、下記の金額をもって入札します。

記

購入しようとする物件の
金額を記入してください。

| 金 額 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ¥ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |

(消費税抜き価額)

1. 入札名 物品（鋼材柱及び吸音パネル）売却一般競争入札

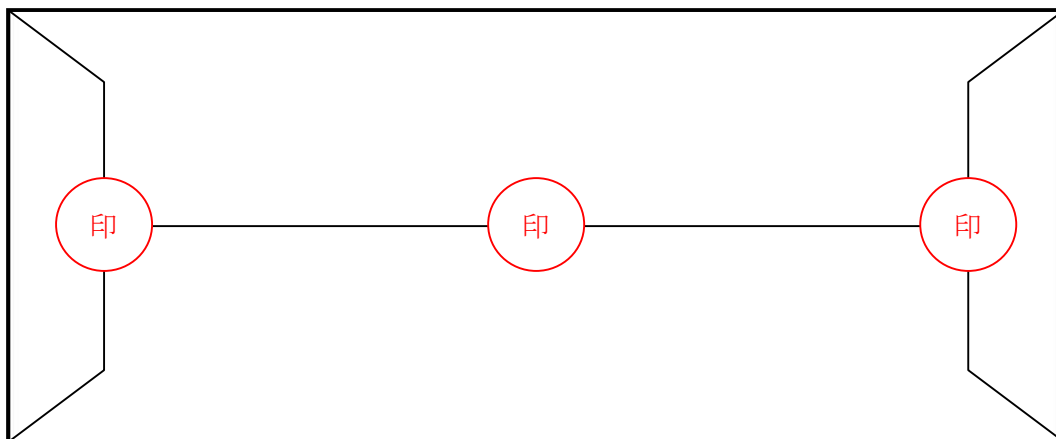
備考 金額は、アラビア数字を用い消費税抜きの金額を記載し、訂正又は抹消することはできません。

入札用封筒記載例

(表)

| | |
|-----|--|
| 件名 | 物品（鋼材柱及び吸音パネル）売却一般競争入札 |
| 入札書 | |
| 氏名 | 島原一郎 印 |

(裏)



- 備考
- 1 封筒の大きさは標準規格長3を使用してください。
 - 2 作成者は、封印を押してください。

身 分 証 明 書

見

本

| | |
|--|--|
| 本 籍 | |
| 筆 頭 者 | |
| 本 人 氏 名 | |
| 生 年 月 日 | |
| 1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。 2. 後見の登記の通知を受けていない。 3. 破産宣告または破産手続開始決定の通知を受けていない。 | |

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

長崎県島原市長 [市長名] 公 印

納 税 証 明 書

見
本

住 所 島原市上の町537番地

氏 名 島 原 一 郎

頭書の者は、市税を滞納していないことを証明する。

令和 年 月 日

島原市長 [市長名] 公 印

